近江八幡市告示第７５号

近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付要綱を次のように定める。

令和８年３月２７日

近江八幡市長　小　西　　理

近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内に所在する私立保育所、私立認定こども園、私立家庭的保育事業所及び私立小規模保育事業所（以下「私立保育所等」という。）における保育士等の人材確保及び離職防止を図るため、市内に所在する私立保育所等で一定期間勤続した保育士等に対し、予算の範囲内において近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　私立保育所　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３９条第１項に規定する保育所（次条第３号において「保育所」という。）のうち、私立のものをいう。

⑵　私立認定こども園　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律　（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園（次条第３号において「認定こども園」という。）のうち、私立のものをいう。

⑶　私立家庭的保育事業所　法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業を行う事業所のうち、私立のものをいう。

⑷　私立小規模保育事業所　法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業を行う事業所のうち、私立のものをいう。

⑸　保育士等　法第１８条の４に規定する保育士及び認定こども園法第１４条第１０項に規定する保育教諭をいう。

（交付対象者）

第３条　給付金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

⑴　市内に所在する私立保育所等で、令和８年４月１日以後に新たに保育士等として勤務を開始した者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア　施設長等の通常の保育業務に従事しない者

イ　同一法人内での異動により市内に所在する私立保育所等で勤務を開始した者

ウ　新規に市内で開園する私立保育所等で開園年度に勤務を開始した者

⑵　１月につき１２０時間以上（１日６時間未満及び月２０日未満の勤務（有給休暇とした時間及び日を含む。）の者を除く。）の勤務を要する者として雇用されている者である

こと。

⑶　新たに保育士等として勤務を開始した年度の前年度に市内に所在する保育所、認定こども園、家庭的保育事業所及び小規模保育事業所において、保育士等としての勤務経験を有する者でないこと。ただし、次に掲げる事項に該当する者を除く。

ア　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２６条の労働者派遣契約に基づき派遣された労働者

イ　パートタイム労働者（前号に規定する勤務時間以外の勤務時間で雇用された者をいう。）

⑷　過去に給付金の交付を受けていない者であること（連続した雇用に基づく給付金の交付を受けた場合を除く。）。

（雇用継続期間及び給付金の額）

第４条 給付金は、次に定めるところにより、当該交付対象者の当該年度に達する保育士等としての雇用の開始日からの雇用（前条第１号に該当する雇用に限る。）の継続期間（以下「雇用継続期間」という。）に応じて交付するものとする。

⑴　給付金の額　別表に定める額

２　雇用継続期間は、当該雇用が継続していた場合であっても、次に掲げる事由（業務に従事することができない期間が１月以上にわたる場合に限る。）により業務に従事することができなくなった日にその算定を中断するものとし、当該事由がなくなったことにより復職することとなった日にその算定を再開するものとする。

⑴　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条に規定する産前産後休業

⑵　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号。以下「育児介護休業法」という。）第２条第１号に規定する育児休業

⑶　育児介護休業法第２条第２号に規定する介護休業

⑷　前３号に掲げるもののほか、疾病、負傷その他やむを得ないと市長が認める事由

３　前項の規定は、当該交付対象者の勤務時間が前条第２号の勤務時間に該当しなくなった場合の雇用継続期間の算定について準用する。

（受給資格認定の申請）

第５条　給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金受給資格認定申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、これを勤務する私立保育所等を経由して市長に提出しなければならない。

⑴　雇用に関する証明書（別記様式第２号）

⑵　保育士等の資格を証明する書類（保育士証の写し等）

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（受給資格の認定）

第６条　市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、及び給付金の受給資格認定の可否を決定し、その旨を近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金受給資格認定可否決定通知書（別記様式第３号）により、当該申請者が勤務する私立保育所等を経由して速やかに当該申請者に通知するものとする。

（給付金の交付）

第７条　前条の規定により受給資格を認定する旨の決定（以下「交付認定」という。）を受けた者（以下「被認定者」という。）は、市が指定する期日に、近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付申請書兼請求書（別記様式第４号）に勤務実績を証明する書類（別記様式第５号）を添えて、これを勤務する私立保育所等を経由して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付決定通知書（別記様式第６号）により交付額を当該勤務する私立保育所等を経由して当該被認定者に通知するとともに、速やかに当該被認定者に給付金を交付するものとする。

（変更等の届出）

第８条　被認定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、その旨を近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金状況変更届（別記様式第７号）によりその勤務する私立保育所等を経由して市長に届け出なければならない。

⑴　氏名又は住所に変更が生じる場合

⑵　勤務場所が市内に所在する私立保育所等から同一法人の市内に所在する私立保育所等に異動する場合

⑶　勤務場所が市内に所在する私立保育所等から同一法人の私立保育所等以外の事業所に異動する場合

⑷　勤務場所が市内に所在する私立保育所等から同一法人の市外に所在する私立保育所等に異動する場合

⑸　第４条第２項に規定する事由に該当して業務に従事することができなくなる場合

⑹　前号の事由がなくなったことにより復職する場合

⑺　勤務時間が第３条第２号の規定に該当しなくなった場合

⑻　前号の規定に該当した場合において、その後勤務時間が第３条第２号の規定に該当することとなった場合

⑼　保育業務に従事しなくなった場合

⑽　市内に所在する私立保育所等を退職する場合

⑾　前各号に掲げる場合のほか、交付対象者に該当しなくなった場合

（交付認定の取消し）

第９条　市長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付認定の全部又は一部を取り消すものとする。

⑴　第３条第１項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

⑵　偽りその他不正の手段により給付金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

⑶　前号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

（給付金の返還）

第１０条　市長は、前条の規定により交付認定を取り消した場合において、既に交付済みの給付金があるときは、当該被認定者に対し、交付済みの給付金の額について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">交付対象者の区分</th><th>給付金の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">雇用継続期間が６月を経過した交付対象者</td><td>５０，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">雇用継続期間が１２月を経過した交付対象者</td><td>保育所等の採用に伴って市外から移住した新規採用保育士等
※　採用決定日（内定日等）から着任日が属する月の翌月の末日までの間において市外から移住した者に限る。</td><td>３００，０００円</td></tr>
<tr><td>上記以外の新規採用保育士等</td><td>１００，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">雇用継続期間が２４月を経過した交付対象者</td><td>１００，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">雇用継続期間が３６月を経過した交付対象者</td><td>２００，０００円</td></tr>
</table>

別記様式第１号（第５条関係）

近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金受給資格認定申請書

年　　月　　日

近江八幡市長　宛

申請者　住　所

氏　名

（連絡先　　　　　　　　　　）

近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金の交付を受けたいので、近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>採用年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>採用法人名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>勤務施設名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">職歴・学歴
（※）</td><td>年月日</td><td>勤務施設・学校名</td><td>勤務体系</td></tr>
<tr><td>年　　月　　日まで</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="3">１　雇用に関する証明書（別記様式第２号）
２　保育士等の資格を証明する書類（保育士証の写し等）
３　その他（　　　　　　　　　　　）
４　交付要綱別表に定める「※採用決定日（内定日等）から着任日が属する月の翌月の末日までの間において市外から移住した」ことを証明する書類（住民票等）</td></tr>
<tr><td colspan="4">以下の内容を確認して□にチェックを入れてください
□　近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付要綱第３条第１号に該当します。
□　近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付要綱第３条第２号に該当します。
□　近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付要綱第３条第３号に該当します。
□　近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付要綱第３条第４号に該当します。</td></tr>
</table>

（※）　現在の勤務施設を除く直近の職歴を記入してください。職歴がない方は、最終学歴を記入してください。

別記様式第２号（第５条関係）

雇用に関する証明書

年　　月　　日

近江八幡市長　宛

証明者　所在地

名　称

代表者

本施設の職員が、近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金受給資格認定申請書を提出するにあたり、当該職員の雇用の状況について下記のとおり証明します。

記

職員名	ふりがな	
	氏　名	
生年月日	年　　月　　日	
採用年月日	年　　月　　日	
勤務施設名		
勤務施設所在地	近江八幡市	
常勤・非常勤の別	常勤　・　非常勤	
勤務日数・勤務時間数		
職務内容		

別記様式第３号（第６条関係）

第　　　　号

年　　月　　日

様

近江八幡市長　　　　　　　　　印

近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金受給資格認定可否決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金の受給資格認定について、下記のとおり決定したので、近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１　給付金支給資格認定の可否	可　・　否
２　給付金支給対象となる雇用継続期間	年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで
３　給付金交付予定額	円
４　備考（否の場合は、その理由）	

別記様式第４号（第７条関係）

近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

近江八幡市長　宛

住　　所

氏　　名

電話番号

　　　　年度近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金について、近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付要綱第７条第１項の規定により、次のとおり申請します。

　なお、交付することに決定した場合は、交付決定された給付金を下記の口座に振り込まれるよう請求します。

記

<table>
<tr><td>交 付 申 請 額</td><td colspan="10">円</td></tr>
<tr><td>交付対象区分</td><td colspan="10">□　雇用継続期間　６月経過
□　雇用継続期間　１２月経過（市外から移住）
□　雇用継続期間　１２月経過（上記以外）
□　雇用継続期間　２４月経過
□　雇用継続期間　３６月経過</td></tr>
<tr><td>勤 務 施 設 名</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td>勤務施設所在地</td><td colspan="10">近江八幡市</td></tr>
<tr><td rowspan="7">振　込　先</td><td colspan="5">銀行
信用金庫
信用組合
農業協同組合</td><td colspan="5">支店</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">１　普通　　２　当座</td><td colspan="7">口座番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">郵便局</td><td colspan="3">通帳記号</td><td colspan="6">通帳番号</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">口座名義
※申請者と同一</td><td colspan="8">（フリガナ）</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>添　付　書　類</td><td colspan="10">・勤務実績を証明する書類（別記様式第５号）
・振込先の確認できる書類（通帳のコピー等）</td></tr>
</table>

別記様式第５号（第７条関係）

勤務実績を証明する書類

年　　月　　日

近江八幡市長　宛

証明者　所在地

名　称

代表者

本施設に勤務する職員について、勤務実績を下記のとおり証明します。

記

職　員　氏　名	
勤　務　施　設　名	
勤務施設所在地	近江八幡市
勤務日数・勤務時間数	
職　務　内　容	
給付金交付対象となる雇用継続期間	年　　月　　日～　　　年　　月　　日
備　　　　考	

別記様式第６号（第７条関係）

近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付決定通知書

第　　　号
年　　月　　日

様

近江八幡市長　　　　　　　　印

近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のありました給付金の交付について、次のとおり決定しましたので、近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

給付金交付決定額	円

別記様式第７号（第８条関係）

近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金状況変更届

年　　月　　日

近江八幡市長　宛

住　　所

氏　　名

電話番号

近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事　　由	□　①氏名、住所変更　□　②勤務場所変更 □　③産前産後休業、育児休業、介護休業等の取得　□　④産前産後休業、育児休業、介護休業等からの復職 □　⑤勤務日数・時間数の変更　□　⑥保育業務に従事しなくなった □　⑦退職　□　⑧その他（　　　　　）
上記事由の発生日	
変更内容（事由①、②、⑤、⑥、⑧に該当する場合） ※事由③は、変更後の欄に取得期間を記載すること。	（変更前）
	（変更後）
備　　考	